

八西漁業無線局
深浦漁業無線局
室戸漁業無線局
須崎漁業無線局
土佐清水漁業無線局
白杵漁業無線局
油津漁業無線局
串木野漁業無線局
枕崎漁業無線局
那覇漁業無線局
日本鰯鮪漁業協同組合連合会
静岡県鰯鮪漁業協同組合

3 追跡管制計画

3.1 追跡管制実施場所

(1) 宇宙開発事業団筑波宇宙センター中央追跡管制所
茨城県新治郡桜村大字倉掛字二反歩

(2) 同 勝浦追跡管制所
千葉県勝浦市芳賀字花立山1-14

(3) 同 沖縄追跡管制所
沖縄県国頭郡思納村字安富祖金良原1712-1

(4) 同 種子島宇宙センター増田追跡管制所
鹿児島県熊毛郡中種子町大字増田

(5) 同 マーシャル移動追跡所
米国統治マーシャル群島クエゼリン島

また、東京大学宇宙航空研究所及び米国航空宇宙局の協力を受けるとともに、郵政省電波研究所の支援を受ける。

3.2 追跡管制期間

電離層観測衛星(I S S - b)の打上げ段階及び初期段階における追跡管制期間は、打上げ後約60日間である。

なお、定常段階における追跡管制期間は、初期段階終了後、衛星のミッションの運用を終るまでとする。

3.3 追跡管制目的

電離層観測衛星(I S S - b)の追跡管制は、第2章打上げ計画に従って、円軌道に投入された衛星の軌道決定及び予測を行うとともに、姿勢データ、ハウスキーピングデータ、ミッション機器データの取得及び処理並びにこれらのデータ取得に必要なコマンドの送信を行い、衛星搭載機器の機能確認を行う

ことを目的とする。

3.4 追跡管制実施計画

電離層観測衛星（ I S S - b ）の追跡管制は、衛星の軌道投入後初期周回時までの投入軌道の確認及び衛星搭載機器の機能確認を行う打上げ段階、衛星の軌道投入後初期周回後の軌道の測定及び衛星搭載機器の機能確認を行う初期段階並びに衛星の運用を行う定常段階とからなり、各段階を通じて以下の追跡及び管制を行う。

(1) 打上げ段階

打上げ段階は、衛星の打上げ直前の追跡管制システムの準備段階から打上げ後日本で連続的に観測可能な周回（2～3周）までとし、この期間中、衛星の投入軌道の確認を行うとともに、衛星搭載機器の動作状態、姿勢、温度等の計測を行う。

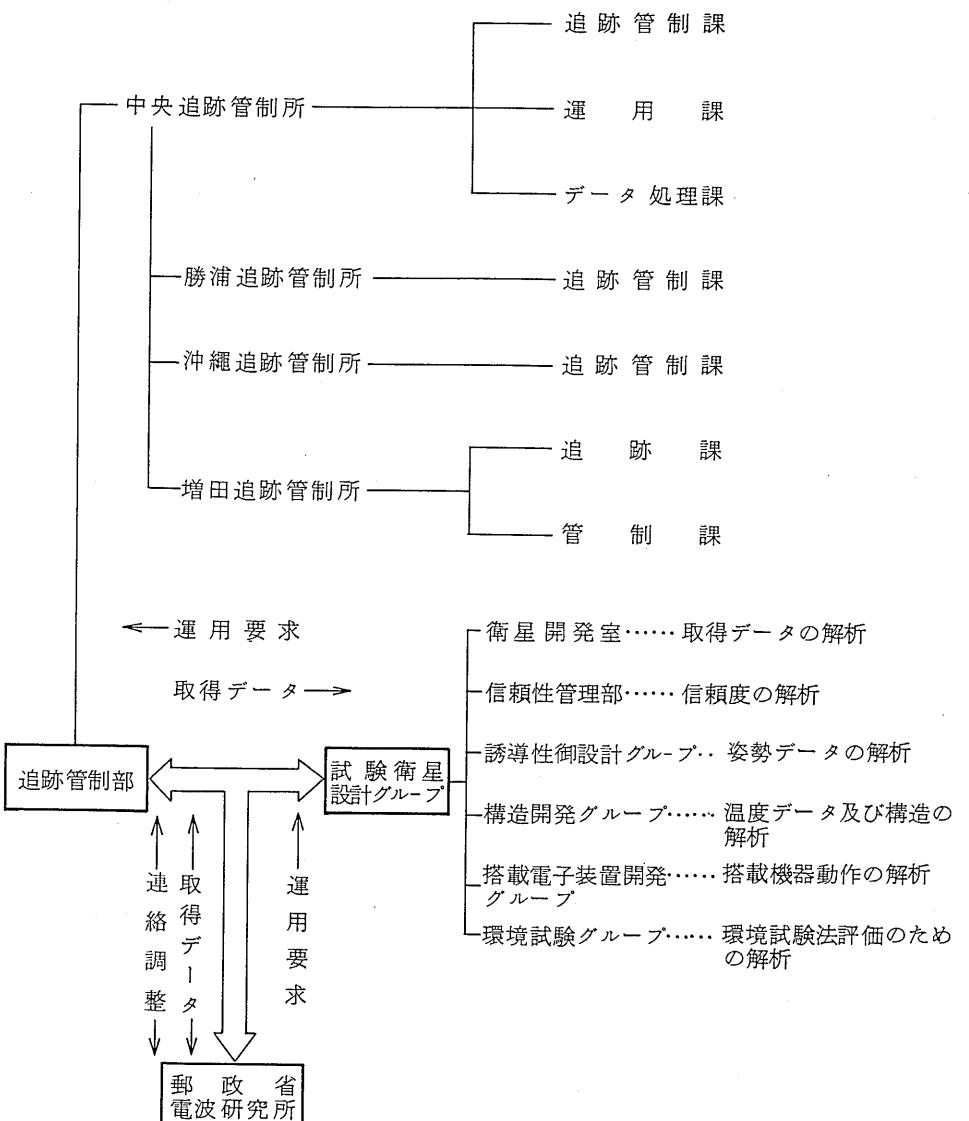
(2) 初期段階

初期段階は、打上げ段階終了後約60日間とし、この期間中、衛星の軌道の測定、ハウスキーピングデータ及び姿勢データの取得、ブームの展開、伸展アンテナの伸展、ミッション機器データの取得、観測機器の試験的運用等を行い、軌道上の衛星搭載機器の機能、性能及び動作の確認及び評価を行う。

(3) 定常段階（参考）

定常段階は、初期段階終了後から衛星のミッションの運用を終了するまでとし、この期間中、宇宙開発事業団は平常組織により、衛星の軌道の決定及び予報、衛星搭載機器の機能、性能及び状態の確認及び評価を行うとともに、衛星の性能及び機能の維持管理を行う。

完常段階における追跡管制組織は、次に示すとおりである。



3.5 追跡管制システム等

電離層観測衛星（ISS-b）の追跡管制業務に使用するシステムを図9に、追跡管制計画表を表8に、また、地表面軌跡（第0周～第8周）を図10に示す。

図 9 追跡管制システム

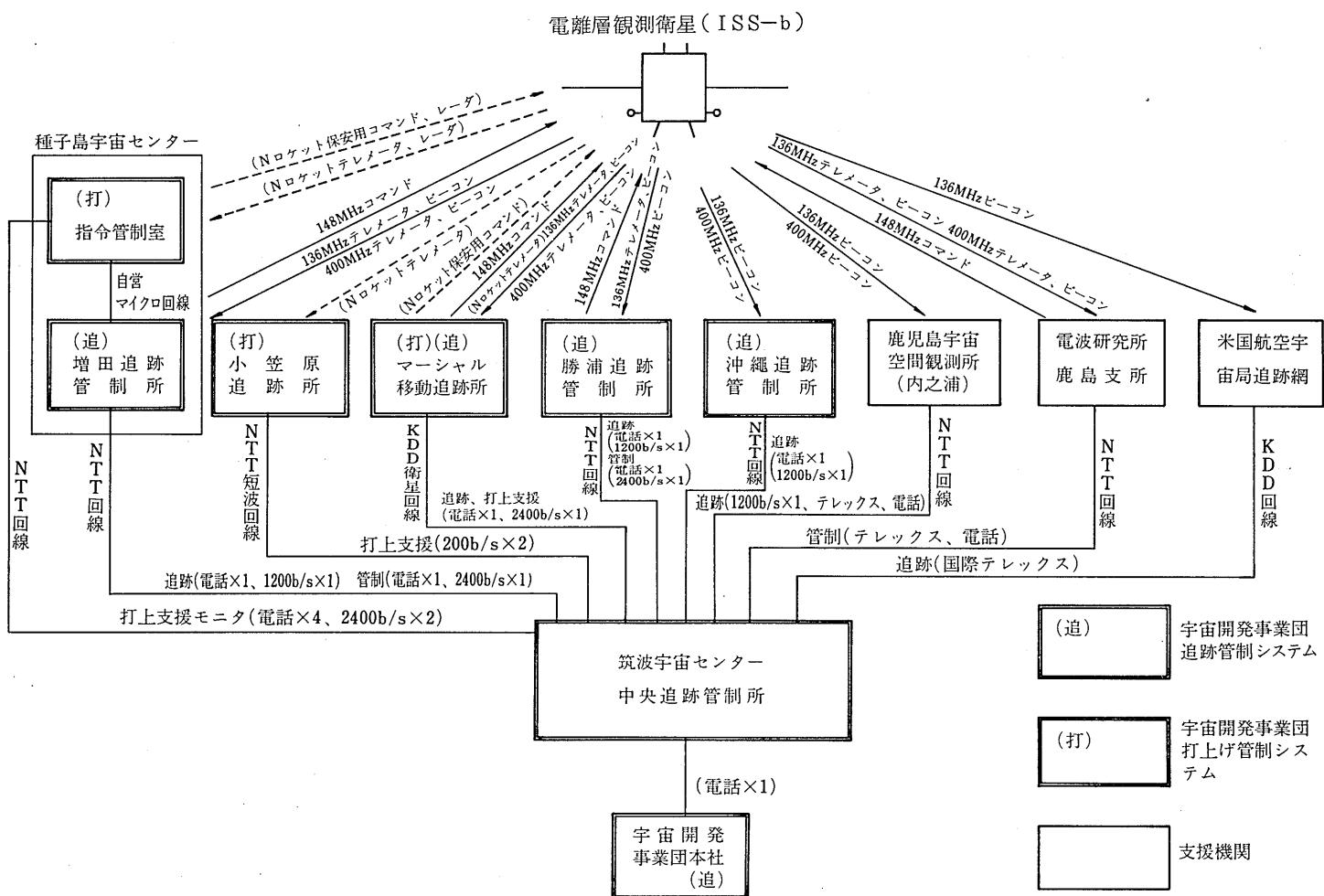
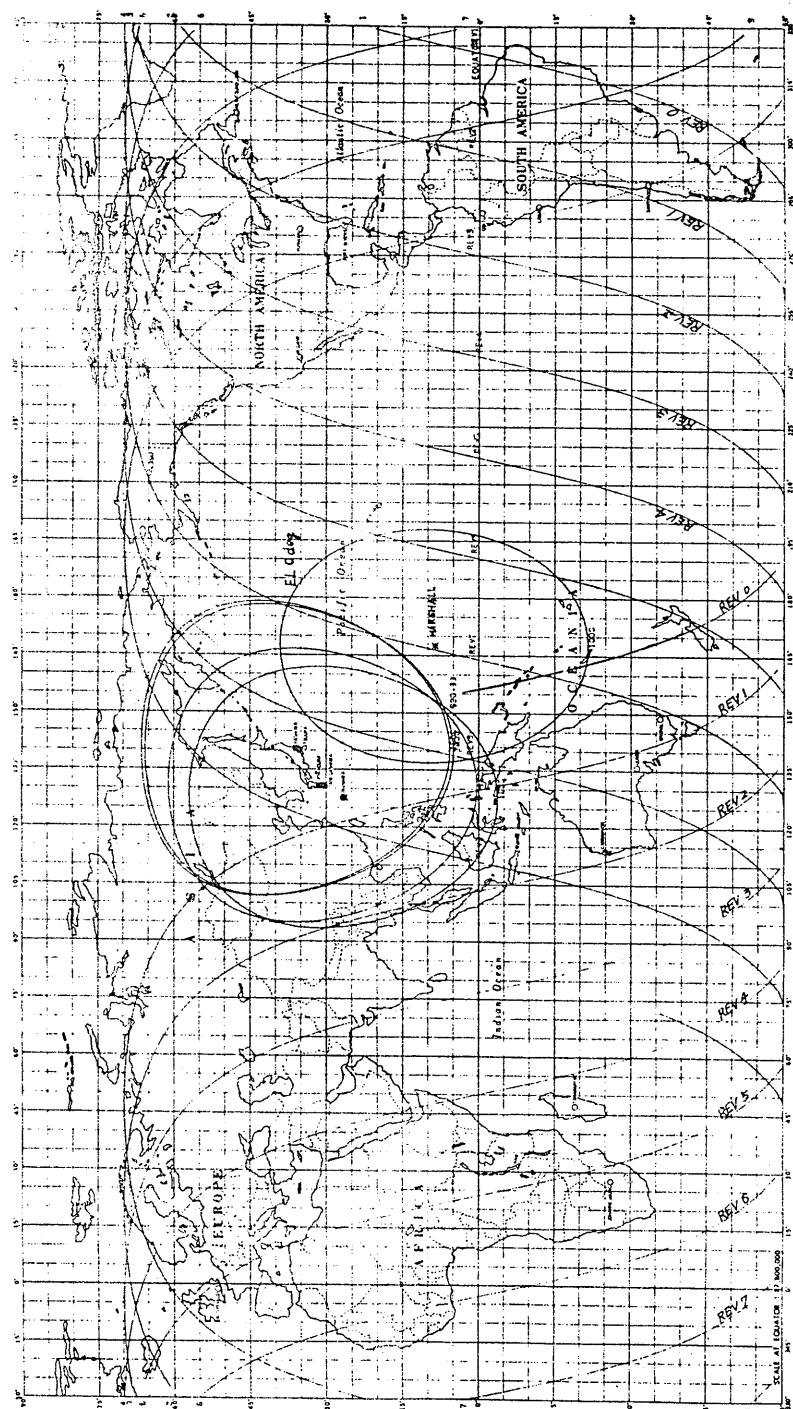


表 8 追 跡 管 制 計 画 表

圖 10 地表面軌跡



4 関係機関への情報の提供

4.1 関係各省庁

電離層観測衛星（ISS-b）／Nロケット4号機（F）の打上げの実施又は延期（詳細は第2章第8項に示す。），打上げ及び追跡管制結果等については，速やかに科学技術庁，郵政省，運輸省その他関係各省庁に通知する。

4.2 國際機關

電離層観測衛星（ISS-b）の軌道投入後、速やかに関係政府機関を通じ、人工衛星に関する情報を国際機関に提供する。

4.3 報道關係

- (1) 報道関係者には、安全確保に留意し取材の便宜を図る。
 - (2) 打上げ結果並びに打上げ段階の追跡及び管制状況については、打上げ実施責任者等から発表を行う。